

令和5年5月2日

生徒並びに保護者の皆さま

芦屋学園中学校・高等学校長

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、5月1日付けて県総務部教育課長を通じて、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における「5類感染症」に移行することとなります。

については、本校として、5月8日以降は本通知に基づき、下記のとおり取り組むこととします。御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況次第では、改めてお知らせする場合がありますことを申し添えます。

記

1 基本対策

引き続き次の対策を行います。

- ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2 マスクの着脱

教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

通学時の電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などでは、マスクの着用を推奨します。

なお、ここに示したマスクの着脱は生徒に強制するものではありません。

3 出席停止の取扱い

生徒の感染が判明した場合は、季節性インフルエンザ等と同様に出席停止の措置を講じます。

4 その他

その他の対策は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（抜粋裏面）に準じて行います。

なお、このマニュアルは下のリンク先からダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html